

協働推進事業の見直し答申案に対する委員意見と対応方針【第2版】

No.	項目	ご意見	対応方針
1	前文	<p>→「より広義の協働」「幅広い協働」についてこの提言の内容を表現することは大変重要と思います、が</p> <p>(1)の「協働の意義の明確化」の前に若干の説明が必要な感じがします。「協働」という言葉と「協働推進事業」との違いがわかりづらいのではと思います。例えば、以下の文章をいれると少しわかりやすくなるのでは、と思います。ご検討ください。</p> <p>これまで、「市」と市民活動団体等との協働を基本(茅ヶ崎市市民活動条例第2条)に置いて協働推進事業の実践をつみ重ねてきましたが、今後はその経験と蓄積を踏まえて、市民同士、市民団体や事業者相互の協働など「幅広い協働」も視野に入れて審議を行いました。</p>	<p>前回いただいたご意見を含めて、修正させていただいた上で、追加します。</p>

※その他 全体を通して表現を見直し、修正しました。